

平成六年法律第三十号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶
者の自立の支援に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、今次の大戦に起因して生じた混乱等により本邦に引き揚げることができず引き続き本邦以外の地域に居住することを余儀なくされた中国残留邦人等及びそのような境遇にあつた中国残留邦人等と長年にわたり労苦を共にしてきた特定配偶者の置かれてある事情に鑑み、中国残留邦人等の円滑な帰国を促進するとともに、永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援を行うことを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「中国残留邦人等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 中国の地域における昭和二十年八月九日以後の混乱等の状況の下で本邦に引き揚げることなく同年九月二日以前から引き続き中国の地域に居住している者であつて同日において日本国民として本邦に本籍を有していたもの及びこれらの者を両親として同日以後中国の地域で出生し、引き続き中国の地域に居住している者並びにこれらの者に準ずる事情にあるものとして厚生労働省令で定める者
- 二 中国の地域以外の地域において前号に規定する者と同様の事情にあるものとして厚生労働省令で定める者
- 三 厚生労働大臣は、前項第一号又は第二号の厚生労働省令を定めようとするときは、あらかじめ、法務大臣及び外務大臣と協議しなければならない。

この法律において「特定配偶者」とは、第三
三条第二項に規定する特定中国残留邦人等が永
住帰国する前から継続して当該特定中国残留邦
人等の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事
実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む、同
項に規定する特定中国残留邦人等以外の者に限
る。）である者をいう。

この法律において「永住帰国」とは、本邦に
永住する目的で本邦に帰国することをいう。

この法律において「一時帰国」とは、親族の
訪問、墓参りその他の厚生労働省令で定める目
的で本邦に短期間滞在するために本邦に帰国す
ることをいう。

(国等の責務)

第三条 国は、本邦への帰国を希望する中国残留
邦人等の円滑な帰国を促進するため、必要な施
策を講ずるものとする。

第四条 国及び地方公共団体は、永住帰国した中
国残留邦人等及び特定配偶者の地域社会におけ
る早期の自立の促進及び生活の安定を図るた
め、必要な施策を講ずるものとする。

第五条 国は、必要があると認めるときは、地方公共
団体が講ずる前項の施策について、援助を行う
ものとする。

第六条 国及び地方公共団体は、中国残留邦人等
の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残
留邦人等及び特定配偶者の自立の支援のための
施策を有機的連携の下に総合的に、策定し、及
び実施するものとする。

(永住帰国旅費の支給等)

第七条 国は、中国残留邦人等が永住帰国する場
合には、当該中国残留邦人等に対し、厚生労働
省令で定めるところにより、当該永住帰国のた
めの旅行に要する費用（当該永住帰国する中国
残留邦人等と本邦で生活を共にするために本邦
に入国する当該中国残留邦人等の親族等であつ
て厚生労働省令で定めるものがある場合には、
当該親族等の本邦への旅行に要する費用を含
む。）を支給する。

第八条 国は、中国残留邦人等が永住帰国する場
合には、当該中国残留邦人等及びその親族等（前項
に規定する当該親族等をいう。以下第十一条ま
でにおいて同じ。）が出入国管理及び難民認定
法（昭和二十六年政令第三百十九号）その他出
入国に関する法令の規定に基づき円滑に帰国し
又は入国することができるよう特別の配慮をす
るものとする。

(自立支度金の支給)

第九条 国は、中国残留邦人等が永住帰国した場
合には、当該中国残留邦人等に対し、厚生労働
省令で定めるところにより、中国残留邦人等及
びその親族等の生活基盤の確立に資するために
必要な資金を、一時金として支給する。

(生活相談等)

第十条 国及び地方公共団体は、永住帰国した中
国残留邦人等及びその親族等が日常生活又は社
会生活を円滑に営むことができるようにするた
め、これらの者の相談に応じ必要な助言を行う
こと、日本語の習得を援助すること等必要な施
策を講ずるものとする。

(住宅の供給の促進)

第十一条 国及び地方公共団体は、永住帰国した中
国残留邦人等及びその親族等の居住の安定を図
るため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年
法律第九十三号）第二条第二号に規定する公
営住宅をいう。次項において同じ。）等の供給
の促進のために必要な施策を講ずるものとし
る。

第十二条 地方公共団体は、公営住宅の供給を行う場合
には、永住帰国した中国残留邦人等及びその親
族等の居住の安定が図られるよう特別の配慮を
するものとする。

(雇用の機会の確保)

第十三条 国及び地方公共団体は、永住帰国した中
国残留邦人等及びその親族等の雇用の機会の確
保を図るため、職業訓練の実施、就職のあっせ
ん等必要な施策を講ずるものとする。

(教育の機会の確保)

第十四条 国及び地方公共団体は、永住帰国した中
国残留邦人等及びその親族等が必要な教育を
受けることができるようにするため、就学の円
滑化、教育の充実等のために必要な施策を講ず
るものとする。

(就籍等の手続に係る便宜の供与)

第十五条 国は、永住帰国した中国残留邦人等が
戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第
百十條第一項に規定する就籍その他戸籍に関す
る手続を行う場合においてその手続を円滑に行
うことができるようにするため、必要な便宜を
供与するものとする。

(国民年金の特例等)

第十六条 永住帰国した中国残留邦人等（明治四
十四年四月二日以後に生まれた者であつて、永
住帰国した日から引き続き一年以上本邦に住所
を有するものに限る。以下この項及び第五項に
おいて同じ。）であつて、昭和二十一年十二月
三十一日以前に生まれたもの（同日後に生まれ
た者であつて同日以前に生まれた永住帰国した
中国残留邦人等に準ずる事情にあるものとして
厚生労働省令で定める者を含む。）に係る昭和
三十六年四月一日から初めて永住帰国した日の
前日までの期間であつて政令で定めるものにつ
いては、政令で定めるところにより、国民年金
法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第
三十四号）第三項において「昭和六十年法律第
三十四号」という。）第一条の規定による改正
前の国民年金法（昭和三十四年法律第四百一

号）（以下「旧国民年金法」という。）による被
保険者期間（以下「旧被保険者期間」という。）
又は国民年金法第七條第一項第一号に規定する
第一号被保険者としての国民年金の被保険者期
間（以下「新被保険者期間」という。）とみな
す。

前項に規定する永住帰国した中国残留邦人等
（六十歳以上の者に限る。）であつて昭和三十六
年四月一日以後に初めて永住帰国したもの（以
下「特定中国残留邦人等」という。）は、旧被
保険者期間又は新被保険者期間（同項の規定に
より旧被保険者期間又は新被保険者期間とみな
された期間を含む、旧国民年金法第五條第三項
に規定する保険料納付済期間、国民年金法第五
條第一項に規定する保険料納付済期間その他の
政令で定める期間を除く。第四項において同
じ。）に係る保険料を納付することができる。

国は、特定中国残留邦人等に対し、厚生労働
省令で定めるところにより、当該特定中国残留
邦人等の旧被保険者期間（第一項の規定により
旧被保険者期間とみなされた期間を含む。）及
び昭和六十年法律第三十四号附則第八條第二項
に規定する厚生年金保険の被保険者期間（政令
で定める期間に限る。）並びに国民年金法によ
る被保険者期間（第一項の規定により新被保
険者期間とみなされた期間を含む、政令で定める
期間を除く。）に応じ、政令で定める額の一時
金を支給する。

国は、前項の一時金の支給に当たつては、特
定中国残留邦人等が満額の老齢基礎年金等の支
給を受けるために納付する旧被保険者期間又は
新被保険者期間に係る保険料に相当する額とし
て政令で定める額を当該一時金から控除し、当
該特定中国残留邦人等に代わつて当該保険料を
納付するものとする。

永住帰国した中国残留邦人等に係る国民年金
法に規定する事項及び前各項の規定の適用に関
し必要な事項については、同法その他の法令の
規定にかかわらず、政令で特別の定めをするこ
とができる。

(支援給付の実施)

第十七条 この法律による支援給付（以下「支援
給付」という。）は、特定中国残留邦人等であ
つて、その者の属する世帯の収入の額（その者
に支給される老齢基礎年金その他に係る厚生勞
働省令で定める額を除く。）がその者（当該世
帯にその者の特定配偶者、その者以外の特定中

国残留邦人等その他厚生労働省令で定める者があるときは、これらの者を含む。）について生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第八條第一項の基準により算出した額に比して不足するものに対して、その不足する範囲内において行うものとする。

2 支援給付の種類は、次のとおりとする。

- 一 生活支援給付
- 二 住宅支援給付
- 三 医療支援給付
- 四 介護支援給付
- 五 その他政令で定める給付

3 支援給付を受けている特定中国残留邦人等であつて、その者の属する世帯にその者の特定配偶者があるものが死亡した場合において、当該特定中国残留邦人等の死亡後も当該特定配偶者の属する世帯の収入の額（厚生労働省令で定める額を除く。）が当該特定配偶者（当該世帯に厚生労働省令で定める者があるときは、その者を含む。）について生活保護法第八條第一項の基準により算出した額に比して継続して不足するときは、当該世帯に他の特定中国残留邦人等がある場合を除き、当該特定配偶者に対して厚生労働省令で定めるところにより、支援給付を行うものとする。ただし、当該特定配偶者が当該死亡後に婚姻したとき（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者となつたときを含む。）は、この限りでない。

4 この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の例による。

5 支援給付の実施に当たつては、特定中国残留邦人等及び特定配偶者の置かれてある事情に鑑み、特定中国残留邦人等及び特定配偶者が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするために必要な配慮をして、懇切丁寧に行うものとする。

6 支援給付については、政令で定めるところにより、支援給付を生活保護法による保護とみなして、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）その他政令で定める法令の規定を適用する。

7 前項に定めるもののほか、支援給付に関する事項に係る他の法令の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

8 前各項に定めるもののほか、支援給付の実施に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（配偶者支援金の支給）

第十五条 この法律による配偶者支援金の支給は、前条第三項の規定により支援給付を受ける権利を有する特定配偶者に対して行うものとする。

2 配偶者支援金は、月を単位として支給するものとし、その月額は、国民年金法第二十七條本文に規定する老齢基礎年金の額（同法第二十七條の三又は第二十七條の五の規定により改定した同法第二十七條に規定する改定率を乗じて得たものに限る。）を十二で除して得た額に三分の二を乗じた額とする。

3 前条第四項、第五項及び第七項の規定は、配偶者支援金の支給について準用する。

4 国は、政令で定めるところにより、市町村及び都道府県が支弁した配偶者支援金の支給に要する費用を負担しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、配偶者支援金の支給に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（譲渡等の禁止等）

第十六条 第十三條第三項の一時金、支援給付及び配偶者支援金を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

2 租税その他の公課は、第十三條第三項の一時金、支援給付及び配偶者支援金として支給を受けた金品を標準として、課することができない。

（情報の提供）

第十七条 日本年金機構は、厚生労働大臣に対し、厚生労働省令で定めるところにより、第十三條第三項の一時金の支給及び同条第四項の保険料の納付に關し必要な情報の提供を行うものとする。

（一時帰国旅費の支給等）

第十八条 国は、中国残留邦人等が一時帰国する場合においては、当該中国残留邦人等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該一時帰国のための旅行に要する費用（当該一時帰国する中国残留邦人等と同行する当該中国残留邦人等の親族等であつて厚生労働省令で定めるものがある場合又は当該一時帰国のために介護人が必要な場合として厚生労働省令で定める場合には、当該親族等又は当該介護人の本邦への旅行に要する費用を含む。）を支給する。

2 国は、中国残留邦人等が一時帰国する場合に、当該中国残留邦人等並びに前項に規定する

当該親族等及び当該介護人が出入国管理及び難民認定法等その他出入国に關する法令の規定に基づき円滑に帰国し又は入国することができるよう特別の配慮をするものとする。

（事務の区分）

第十九条 第十四條第四項（第十五條第三項において準用する場合を含む。）においてその例によるものとされた生活保護法別表第三の下欄に掲げる規定によりそれぞれ同表の上欄に掲げる地方公共団体が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附則抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成六年一月九日法律第九五号）抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略

四 第三條中厚生年金保険法第三百六條の三の改正規定及び第十三條の規定 平成八年四月一日

附則（平成二一年二月二日法律第一〇〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二條及び第三條を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五條（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に關する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五條、第千三百六條、第千三百二十四條第二項、第千三百二十六條第二項及び第千三百四十四條の規定 公布の日

附則（平成一九年七月六日法律第一〇九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三條から第六條まで、第八條、第九條、第十二條第三項及び第四項、第二十九條並びに第三十六條の規定、附則第六十三條中健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第十八條第一項の改正規定、附則第六十四條中特別会計に關する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第二十三條第一項、第六十七條第一項及び第九十一條の改正規定並びに附則第六十六條及び第七十五條の規定 公布の日

（処分、申請等に関する経過措置）

第七十三條 この法律（附則第一條各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。）の施行前に法令の規定により社会保険庁長官、地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長（以下「社会保険庁長官等」という。）がした裁定、承認、指定、認可その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の相当規定に基づいて、厚生労働大臣、地方厚生局長若しくは地方厚生支局長又は機構（以下「厚生労働大臣等」という。）がした裁定、承認、指定、認可その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際に法令の規定により社会保険庁長官等に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の相当規定に基づいて、厚生労働大臣等に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に法令の規定により社会保険庁長官等に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、この法律の施行後の法令の相当規定により厚生労働大臣等に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律の施行後の法令の規定を適用する。

4 なお従前の例によることとする法令の規定により、社会保険庁長官等がすべき裁定、承認、指定、認可その他の処分若しくは通知その他の行為又は社会保険庁長官等に対してすべき申請、届出その他の行為については、法令に別段

の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の規定に基づく権限又は権限に係る事務の区分に応じ、それぞれ、厚生労働大臣等がすべきものとし、又は厚生労働大臣等に対してすべきものとする。

第七十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一九年七月六日法律第一一〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成一九年二月五日法律第一二七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第十四条を第十七条とする改正規定及び第十三条の次に三条を加える改正規定（第十六条に係る部分に限る。）並びに附則第五条、第七条及び第八条の規定 公布の日

二 略

三 第十三条の改正規定（同条第三項及び第五項に係る部分を除く。）平成二十年三月一日

四 第十七条の次に一条を加える改正規定及び第十三条の次に三条を加える改正規定（第十四条に係る部分に限る。）並びに次条から附則第四条まで及び附則第六条の規定 平成二十年四月一日

（支援給付の実施に関する経過措置）

第二条 前条第四号に掲げる規定の施行の際現に生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護を受けている同号に掲げる規定による改正後の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下「新法」という。）第十四条第一項に規定する特定中国残留邦人等（新法第十三条第二項の特定中国残留邦人等をいう。以下同じ。）に対しては、厚生労働省令で定めるところにより、新法第十四条第一項の支援給付を行うものとする。

第三条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に生活保護法の規定により設置され、若しくは認可され、又は指定されている保護施設又は医療機関、介護機関その他厚生労働省令で定

める機関（以下「医療機関等」という。）は、新法第十四条第四項（次条第二項において準用する場合を含む。）においてその例によるものとされた生活保護法の規定により設置され、若しくは認可され、又は指定された保護施設又は医療機関等とみなす。

（施行前死亡者の配偶者に対する支援給付の実施）

第四条 特定中国残留邦人等であつて、その者の属する世帯にその者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。特定中国残留邦人等以外の者に限る。以下同じ。）があるものが附則第一条第四号に掲げる規定の施行前に死亡した場合において、当該配偶者（以下「施行前死亡者の配偶者」という。）が当該規定の施行の際現に生活保護法による保護を受けている者であり、かつ、当該規定の施行後も当該施行前死亡者の配偶者の属する世帯の収入の額（厚生労働省令で定める額を除く。）が当該施行前死亡者の配偶者（当該世帯に厚生労働省令で定める者があるときは、その者を含む。）について生活保護法

第八条第一項の基準により算出した額に比して継続して不足するときは、当該世帯に他の特定中国残留邦人等又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第三項の規定により同条第一項の支援給付を受けることとなる特定配偶者（同法第二条第三項に規定する特定配偶者をいう。）、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号。以下この項において「平成二十五年改正法」という。）附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第三項の規定により同条第一項の支援給付を受けることとなる配偶者若しくは平成二十五年改正法附則第二条第三項の規定により中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第一項の支援給付を受けることとなる配偶者がある場合を除き、当該施行前死亡者の配偶者に対して、厚生労働省令で定めるところにより、当該施行前死亡者の配偶者の生活を支援す

る給付（以下「支援給付」という。）を行うものとする。ただし、当該施行前死亡者の配偶者が当該死亡後に婚姻したとき（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者となったときを含む。）は、この限りでない。

2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第二項及び第四項から第八項まで並びに第十六条の規定は、支援給付について準用する。

3 前項において準用する中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法別表第三の下欄に掲げる規定によりそれぞれ同表の上欄に掲げる地方公共団体が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。（訴訟上の救助により猶予された費用に関する特例等）

第五条 この法律の公布の際現に係属している永住帰国した中国残留邦人等（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第二条第一項に規定する中国残留邦人等をいう。以下同じ。）又はその相続人その他の一般承継人であると主張する者が国家賠償法（昭和二十二年法律第百二十五号）第一条第一項の規定に基づき国に対して提起した訴えに係る訴訟であつて、当該者（以下「原告」という。）が国の公務員は原告（原告が中国残留邦人等の相続人その他の一般承継人であると主張する者である場合にあつては、当該中国残留邦人等）を早期に帰国させる義務又はその帰国後にその自立の支援を行う義務に違反したと主張するものにおいて、訴訟上の救助により支払が猶予された費用については、この法律の公布後に当該訴訟につき原告が訴え（原告が敗訴した場合に該訴えにつき原告が訴え）を取り下げ、若しくは請求の放棄をし、又は当事者が裁判所において和解（訴訟を終了させることをその合意の内容とするものに限る。）をしたときは、国は、当該訴訟の原告に対し、これを請求することができない。

2 租税その他の公課は、前項の規定により原告が受ける経済的利益を標準として、課することができない。

附則（平成二二年三月三十一日法律第一九〇号）抄

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

附則（平成二三年八月三〇日法律第一〇七号）抄

第一条 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。

附則（平成二四年三月三十一日法律第二四〇号）抄

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。

附則（平成二四年八月二二日法律第六三〇号）抄

第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第二十八条、第五十九条及び第六十条の規定 公布の日（その他の経過措置の政令への委任）

百六十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二五年一月二三日法律第一〇四号）抄

第一条 この法律は、平成二十六年七月一日から施行する。

附則（平成二五年一月二三日法律第一〇六号）抄

第一条 この法律は、平成二十六年十月一日から施行する。

（支援給付の実施に関する経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に、この法律による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下「旧法」という。）第十四条第一項の規定により同項の支援給付を受けている特定中国残留邦人等（旧法第十三条第二項に規定する特定中国残留邦人等をいう。以下同じ。）であつて、その者の属する世帯にその者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の

規定により原告が受ける経済的利益を標準として、課することができない。

事情にある者を含み、特定配偶者（この法律による改正後の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「新法」という。第二条第三項に規定する特定配偶者をいう。以下同じ。）及び特定中国残留邦人等以外の者に限る。以下この条において同じ。）があるものに対する当該支援給付については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に旧法第十四条第三項の規定により同条第一項の支援給付を受けている配偶者に対する当該支援給付については、なお従前の例による。

3 第一項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を受けている特定中国残留邦人等であつて、その者の属する世帯にその者の配偶者があるものが死亡した場合において、当該特定中国残留邦人等の死亡後も当該配偶者の属する世帯の収入の額（厚生労働省令で定める額を除く。）が当該配偶者（当該世帯に厚生労働省令で定める者があるときは、その者を含む。）について生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第八条第一項の基準により算出した額に比して継続して不足するときは、当該世帯に他の特定中国残留邦人等がある場合を除き、新法第十四条第三項の規定にかかわらず、当該配偶者に対して、厚生労働省令で定めるところにより、同条第一項の支援給付を行うものとする。ただし、当該配偶者が当該死亡後に婚姻したとき（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者となつたときを含む。）は、この限りでない。

（配偶者支援金の支給に関する経過措置）

第三条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第一項の規定により同項の支援給付を受ける権利を有する施行前死亡者の配偶者（同項に規定する施行前死亡者の配偶者をいう。）であつて、当該死亡の時に於いて特定配偶者に該当するものには、新法第十五条第一項の配偶者支援金を支給するものとする。

2 平成二十六年において、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百四号）附則第七条の二の規定により読み替えられた同法附則第七条第一項に規定する場合には、新法第十五条第二項の規定の適用については、新法第十五条第二項の規定の適用については、

は、同項中「国民年金法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額（同法第二十七条の三又は第二十七条の五の規定により改定した同法第二十七条に規定する改定率を乗じて得たものに限る。）とあるのは、「国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百四号）附則第七条の二の規定により読み替えられた同法附則第七条の規定により読み替えられた同法による改正前の国民年金法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額」とする。